

(公印省略)

介護第 0312005 号

令和 2 年 3 月 12 日

指定通所介護事業所等 管理者様

宇佐市介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る個別機能訓練加算への
対応方針について (通知)

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

通所介護（地域密着型通所介護含む。）及び短期入所生活介護に位置付けられている個別機能訓練加算の算定要件として、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認することとなっていますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、当分の間（本年 3 月末を目途）、宇佐市としての対応方針を下記のとおり取扱います。

なお、本通知による取扱いは、従来どおりの居宅の訪問を妨げるものではありませんので、居宅を訪問する場合は、適宜適切な対応をお願いいたします。

記

1. 個別機能訓練加算

個別機能訓練計画の作成後、利用者の居宅を 3 カ月ごとに 1 回以上訪問し、利用者の居宅での生活状況等を確認することとなっていますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、収束した後、速やかに利用者宅を訪問し、生活状況等を確認した場合は、算定要件を満たすものとして取扱います。本取扱いとする場合は、経過が分かるよう記録をお願いします。

なお、今後国等より、本通知とは異なる方針が示された場合は、内容を見直すこととなりますのでご注意ください。

担当：介護給付係 久保

電話：0978-27-8149（直通）